保険給付のしくみ

健康保険では、業務外で発生した病気やけがに対して、保険給付が行われます。

マイナ保険証等を使用して受診します

病気やけがをしたとき、医療機関の窓口でマイナ保険証または発行済の有効な保険証（以下「マイナ保険証等」）を使用すると、医療費の支払いにあたり、健康保険組合から給付される分の医療費はあらかじめ差し引かれ、患者本人が負担する分の医療費だけを支払えばよいことになります。

ただし、これは健康保険を取り扱っている「保険医療機関」で療養を受ける場合で、健康保険を扱わない医療機関で療養を受けた場合は、医療費の全額を自分で負担しなければなりません。

- マイナ保険証を利用できない保険医療機関を受診する場合は、マイナ保険証と資格情報のお知らせを提示します。
- マイナンバーカードを取得していない場合などは、資格確認書を使用します。

受けられる療養の範囲

健康保険で受けられる療養の範囲は、健康保険法により次のように定められています。

1. 診察
2. 薬剤または治療材料の支給
3. 処置、手術その他の治療
4. 在宅療養・看護
5. 入院・看護

健康保険組合にはプラスアルファの給付が認められています

健康保険の給付には「法定給付」と「付加給付」があります。法定給付は健康保険法に定められた給付で、すべての健康保険組合で同様の給付が行われます。一方、付加給付は法定給付に上乗せして支給される給付のことで、一定の範囲内であれば、各健康保険組合が独自に設定することができます。

保険給付には「現物給付」と「現金給付」があります

現物給付とは、病気やけがを治すために医療そのものを給付することをいいます。つまり医療機関で受ける治療行為などが現物給付となります。

現金給付とは、療養にかかった費用をはじめ現金で支給される給付のことです。休業・出産・死亡などに対する給付金が現金給付となります。

保険給付は２年で時効に

健康保険の給付を受ける権利は２年で時効となります。請求の手続きを自分で行う場合はご注意ください。

受給権は保護されます

健康保険の給付を受ける権利は、他人にゆずったり、担保にしたり、差し押さえたりすることはできません。

給付時期：高額療養費、一部負担還元金等は診療月の約３カ月後の 15 日頃に支給
＜例＞２月診療分・・・５月 15 日支払い
給付通知：**振込日頃自宅へ、**支払決定通知書を送ります。
口座情報について：原則、給与口座にお振り込みいたします。
注意事項：**高額療養費、付加金については、申請をしていただく必要はございません。**
この給付に公的機関からの助成がある場合は、助成が優先されます。
（医療費助成が受けることができる場合は、健康保険組合までお申し出ください。また、確認のため健康保険組合から問い合わせをする場合がございますので、迅速な回答にご協力ください）

健康保険が使えるときと使えないとき

健康保険の給付の対象となるのは、治療方法として安全性や有効性が認められ、あらかじめ国によって保険の適用が認められている療養に限られます。

こんなときは 健康保険が使えません

- 仕事や日常生活にさしさわりのないソバカス、アザ、ニキビ、ホクロ、わきがなど

- 回復の見込みがない近視、遠視、乱視など

- 美容のための整形手術

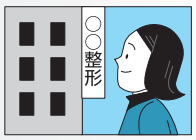

- 予防注射や予防内服

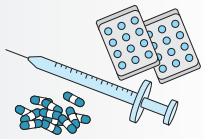

- 健康診断、生活習慣病検査、人間ドック

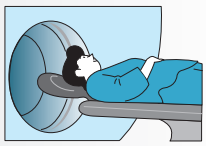

- 正常な妊娠・出産

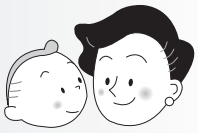

- 経済的理由による人工妊娠中絶

こんなときは 健康保険が使えます

- 治療を必要とする症状があるもの

- 視力に変調があって診てもらったときの診察、検査、眼鏡の処方箋

- けがの処置のための整形手術

- 傷口から感染している可能性がある場合の破傷風の予防注射など

- 検査の結果、医師が必要と認めた場合の治療

- 妊娠高血圧症候群、異常出産など、治療する必要があるもの、不妊症の治療（年齢、治療内容等による制限あり）

- 経済的理由以外の場合の母体保護法に基づく人工妊娠中絶

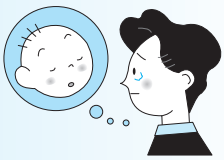

保険給付が制限されるときがあります

業務外の病気やけがであっても、次のような場合には保険給付が制限されます。

全部を制限
（埋葬料以外）

- 故意に事故を起こしたとき

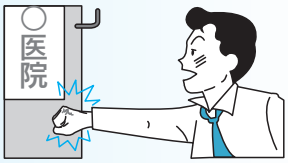

全部または一部を制限

- けんか、泥酔などが原因のとき
- 詐欺や不正行為で保険給付を受けたり、受けようとしたとき
- 健康保険組合が指示する質問や診断などを拒んだとき

一部を制限

- 正当な理由がなく、医師の指示に従わなかったとき

※少年院や刑事施設・留置場などに入っている場合も、公費で療養の給付が受けられることなどから保険給付が行われません。

公費負担で受けられる医療について

病気の種類や患者の条件によっては、国や自治体が医療費の全額あるいは一部を負担することがあります。詳しくは該当する病気の治療を受けたり、入院したりするときに、医師に相談してください。

たとえば、こんなとき
公費負担医療に該当します

- 戦傷病者や原爆被爆者に対する医療のように国家補償的意味を持つ場合
- 感染症など社会防疫的意味を持つ場合
- 身体障害者への医療のような社会福祉的意味を持つ場合
- 企業活動に基づく公害病
- 難病の治療、研究を目的とする場合

※公費負担による医療費助成制度に該当されている方は、健康保険組合へご連絡ください。

各自治体独自の医療給付

公費負担医療には、法律として定められた制度のほかにも、都道府県・市区町村など自治体が独自に助成を行うことがあります。助成内容等はそれぞれ異なりますので、お住まいの都道府県・市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

たとえば、こんな助成があります

- 乳幼児の医療費
- 心身障害者の医療費
- 老人医療費

勤務中や通勤途中のけが等は労災保険の扱いに

勤務中や通勤途中にけが等をしたときは、健康保険ではなく労災保険が適用され、健康保険と重複して給付を受けることはできませんので、ご注意ください。

なお、労災保険の給付対象とならない場合は健康保険から給付を受けます。ただし、法人役員の場合は給付を受けられません（被保険者が５人未満の法人を除く）。

業務災害とは

就業時間中で仕事をしている間に、仕事が原因となって発生したけがや病気になった場合をさします。

業務上となる例

- 作業の準備や後片付け中のけが
- トイレ、飲水に行く途中のけが
- 休憩中、設備の不備によるけが
- 社内通路の不安全によるけが
- 出張先の事業所でのけが

業務外となる例

- 昼休み、キャッチボールでけがをした
- 出張先で祭り見物をしていてけがをした

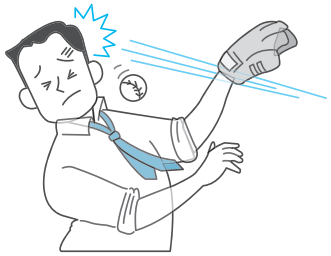

通勤災害とは

「通勤」を原因とするけがや病気をさします。なお、通勤とは住居と就業の場所との間を「合理的な経路および方法」によって往復することと定められています。

通勤災害とされる例

- 出勤・帰宅途中、駅の階段で転倒による負傷
- 勤務上の理由による外泊先からの出社途中のけが
- 家から得意先に直行あるいは出先から直接帰宅途中でのけが
- ふつう考えられる経路が複数あるとき、いずれも合理的な経路でのけが
- ふだん電車で通うところを、車で走行中の事故

通勤災害とされない例

- 通勤中の本人の素因による心臓発作
- 就業後、長時間にわたりサークル活動をしてからの帰宅途中のけが
- 出勤扱いとならない行事会場から帰宅途中のけが
- 自宅敷地内での転倒、負傷
- 泥酔運転での事故

手厚い給付が受けられます

労災保険が適用されると、労災病院か労災指定病院で療養を受ければ、業務災害であれば患者本人の負担がなく、通勤災害で休業給付を受ける場合は初回の一部負担金が 200 円となります。やむを得ず一般の病院で療養を受けた場合でも、あとから払い戻しの請求ができます。